

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第1編 総則

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第1編 総則 目次（変更なし） 第1章 通則 第1条～第3条（変更なし） （定義） 第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～(30)（変更なし） <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 第5条（変更なし） 第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条（変更なし） （職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) ～ (28)（変更なし） (29) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。 (30) ～ (39)（変更なし） 2 ～ 5（変更なし） 第8条 ～ 第10条（変更なし） 第2節 委員会（変更なし） 第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者（変更なし） 第4節 独立検査組織（変更なし）</p>		<p>（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係るこれまでの運用の実績等を踏まえ、詳細手順は施設管理に関する文書等の作成に係る要領に基づき運用するため。）</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う管理の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的～8. 評価及び改善（変更なし）</p> <p>図4.1 品質マネジメントシステム体系図（変更なし）</p> <p>図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）</p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）					許可（対応箇所抜粋）	説明
表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書						
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号		
4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)				
4.2.3	文書管理 記録の管理	(変更なし)				
4.2.4						
5.1	経営者の 関与	(変更なし)				
5.4.1	品質目標	(変更なし)				
5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)				
5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)				
6.2.2	力量、教育・訓練 及び認識	(変更なし)				
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12		
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711		
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712		
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713		
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）	説明
		原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長 (科)QAM-715	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～3. 定義（記載省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（記載省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 規則が要求する手順</p> <p>(4) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、本品質管理計画に基づき、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改定時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使</p>
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長 (科)QAM-716	
		原子力科学研究所保全文書策定要領	所長 (科)QAM-717	
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部 長 (科保)QAM-710	
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部 長 (科放)QAM-710	
		工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部 長 (科工)QAM-710	
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部 長 (科研)QAM-710	
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部 長 (科臨)QAM-710	
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部 長 (科バ)QAM-710	
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室 長 (科検)QAM-710	
7.3	設計・開発	(変更なし)		
7.4	調達	(変更なし)		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	(変更なし)		
8.2.2	内部監査	(変更なし)		
8.2.4	検査及び試験	(変更なし)		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表

第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）	説明
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置	(変更なし)	<p>用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。</p> <p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（記載の重複による削除）</p> <p>第27条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p>
<p>第18条 ～ 第26条の3（削除）</p> <p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（変更なし）</p> <p>第4章の2 共通施設の管理</p> <p>第30条の2 ～ 第30条の5（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第30条の6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 共通施設の巡視（共通施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2</u> 危機管理課長は、<u>前項</u>の施設管理実施計画について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>3</u> 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p>				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（保全活動の実施）</p> <p>第30条の7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第30条の8 （変更なし）</p> <p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p> <p><u>第30条の8の2 保安管理部長は、共通施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 保安管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第30条の9 ～ 第30条の12 （変更なし）</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 ～ 第10章 記録及び報告 （変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>第27条の4旧第2項削に伴う変更</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）						許可（対応箇所抜粋）	説明
別表第1 原子炉施設の区分（第3条関係）							
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設			
				屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備		
廃棄物処理場	(変更なし)					第2編別表第15に掲げる放射線測定機器	別表番号の変更に伴う適正化
JRR-2	(変更なし)						
JRR-3	(変更なし)						
JRR-4	(1)原子炉本体	(1)プール（実験設備）	(1)受変電設備	第6編別表第3（ただし排気ダストモニタを除く。）及び別表第4に掲げる放射線測定機器	第6編別表第3に掲げる排気ダストモニタ		
	(2)原子炉冷却系統施設	(2)中性子ビーム設備	(2)非常用電源設備				
	(3)計測制御系統施設	(3)簡易照射筒	(3)通常排気設備				
	(4)核燃料物質貯蔵施設	(4)散乱実験設備	(4)液体廃棄設備				
	(5)原子炉格納施設	(5)気送管照射設備					
	(6)その他利用施設及び特定施設以外の設備	(6)その他実験利用設備					
NSRR	(変更なし)						
TCA	(変更なし)						
FCA	(変更なし)						
STACY	(変更なし)						
TRACY	(変更なし)						
* : STACY及びTRACY共用							
** : STACY及びTRACY一部共用							
別表第1の2 共通施設（第3条・第30条の3・第30条の10関係） （変更なし）							
別表第2 非常事態（第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係） （変更なし）							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）											許可（対応箇所抜粋）	説明		
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）														
職位	保安活動及び品質マネジメント活	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未	マネジメントレビュー		
理事長		○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○		
統括監査の職		○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○		
監査プロセスの管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
研究所の管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
安全・核セキュリティ統括本部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		
安全管理部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		
契約部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
所長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-		
原子力施設検査室長		○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-		
保安管理部長		○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-		
安全対策課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
危機管理課長		○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-		
核物質管理課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
品質保証課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
工務技術部長		○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-		
技術管理課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
工務第1課長		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-		
工務第2課長		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-		
放射線管理部長		○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）											許可（対応箇所抜粋）	説明	
線量管理課長	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—		燃料要素の搬出完了に伴う管理の削除
環境放射線管理課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—		
放射線管理第1課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—		
放射線管理第2課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—		
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—		
計画調整課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
利用施設管理課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
研究炉技術課長	○	—	—	○	○	—	○	○	—	—	—		
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		
JRR-4管理課長	○	○	○	<u>—</u>	○	○	○	○	—	—	—		
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		
バックエンド技術部長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—		
高減容処理技術課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
廃止措置課長	○	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—		
ホット使用施設管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	—	—	—		
臨界技術第2課長	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—		

*1：STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。

別表第4（削除）
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針（第32条関係）（変更なし）
別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育（第32条関係）（変更なし）
別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第33条関係）（変更なし）

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）													許可（対応箇所抜粋）		説明			
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																		
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12			
イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2	<u>15</u>	27の2	13	14	25の2	7の2			
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者 の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	<u>8</u>	24の2	6の7	7の8	22の2	4の13			
					30の30	37の37	22の22	8の8	27の27	<u>9</u>	24の24	6の6	7の7	22の22	4の4			
					30の6	37の4	22の9	<u>8</u>	27の4	<u>13</u>	24の4	6の4	7の4	22の4	4の15			
					<u>30</u>	<u>37</u>	<u>22</u>	9	<u>27</u>	<u>24</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>22</u>	<u>4</u>	<u>5</u>			
					<u>30</u>	<u>39</u>	27		28	<u>25</u>			<u>23</u>					
					30の8	37の6	22の5	8の5	27の6	<u>11</u>	24の6	9の9	10の10	22の6	4の16			
					<u>30</u>	<u>37</u>	11	<u>8</u>	<u>27</u>	<u>12</u>	<u>24</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>22</u>	<u>4</u>			
					<u>2</u>	<u>7</u>	<u>22</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>		<u>7</u>	<u>7</u>	<u>17</u>			
							<u>12</u>											
2. 運転記録 イ～リ	(変更なし)																	
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23 37	20	19 70	<u>29</u>	16 62	32	30	48	19			
ル	(変更なし)																	
3. 燃料体の記録(試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)																		

【共通編 本文】

【品質管理計画】

1. 目的～3. 定義（記載省略）
4. 品質マネジメントシステム
 - 4.1 一般要求事項（記載省略）
 - 4.2 文書化に関する要求事項
 - 4.2.1～4.2.3（記載省略）
 - 4.2.4 記録の管理
 - (1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。
 - (2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。

左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係るこれまでの運用の実績等を踏まえ、詳細手順は施設管理に関する文書等の作成に係る要領に基づき運用するため。)

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）											許可（対応箇所抜粋）	説明					
イ	燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡数量	受渡しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					33 40	<u>*4</u>	30 36	19	*4	28	*4	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的～3. 定義（記載省略） 4. 品質マネジメントシステム <ol style="list-style-type: none"> 4.1 一般要求事項（記載省略） 4.2 文書化に関する要求事項 <ol style="list-style-type: none"> 4.2.1～4.2.3（記載省略） 4.2.4 記録の管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 (2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。 <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (有効性評価及び改善の明確化)</p>
ロ～ト	(変更なし)																
4.～11.	(変更なし)																
<p>*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>*5：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*6：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*7：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>																	
別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図（第6条関係）（変更なし）																	
別図第2 敷地内通信連絡設備（変更なし）																	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第2編 放射線管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明																															
<p>第2編 放射線管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 放射線管理の業務（変更なし）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 ～ 第2節 管理区域の出入管理（変更なし）</p> <p>第3節 保全区域の管理 （保全区域の管理）</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">保 全 区 域</th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域</td> <td>本体施設</td> <td>廃止措置課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域</td> <td>本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。）</td> <td>JRR-3管理課長</td> </tr> <tr> <td>本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設（北地区）</td> <td>研究炉技術課長</td> </tr> <tr> <td>利用施設 特定施設</td> <td>利用施設管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設</td> <td>JRR-4管理課長 JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td>第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設</td> <td>NSRR管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設</td> <td>臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第9編第7条に規定する FCAに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設</td> <td>臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設</td> <td>臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設</td> <td>臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ～ 第7節 汚染された物品の管理（変更なし）</p> <p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理（変更なし）</p>	保 全 区 域		管理を行う者	第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長	第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。）	JRR-3管理課長	本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設（北地区）	研究炉技術課長	利用施設 特定施設	利用施設管理課長 工務第1課長	第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 特定施設	JRR-4管理課長 JRR-4管理課長	第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 特定施設	NSRR管理課長 工務第1課長	第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長	第9編第7条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長	第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長	第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長		記載の適正化
保 全 区 域		管理を行う者																															
第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長																															
第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。）	JRR-3管理課長																															
	本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設（北地区）	研究炉技術課長																															
	利用施設 特定施設	利用施設管理課長 工務第1課長																															
第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 特定施設	JRR-4管理課長 JRR-4管理課長																															
第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 特定施設	NSRR管理課長 工務第1課長																															
第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長																															
第9編第7条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長																															
第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長																															
第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長																															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の3 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第37条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の施設管理実施計画について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>（保全活動の実施） 第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第37条の6 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善） <u>第37条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。 (2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略） 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略） 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略） 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p> <p>第37条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第28条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 （変更なし）</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 （変更なし）</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管理実施計画並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の2 （変更なし）</p>	<p>者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>第6編の条番号 変更に伴う変更</p> <p>第37条の4第 2項の削除に 伴う変更</p> <p>第37条の4第 2項の削除に 伴う変更</p> <p>第37条の4第 2項の削除に 伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等）</p> <p>第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告し、<u>また、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第25（変更なし）</p>		<p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>別図第1 周辺監視区域</p>		<p>東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更</p> <p>周辺監視区域は、東海第二発電所の工事進捗に合わせて段階的に変更する必要がある。変更の都度、原子炉施設保安規定にて設定する周辺監視区域について認可を受ける。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第6編 JRR-4 の管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第6編 JRR-4の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 廃止措置管理（第7条）</p> <p>第3章 保守管理（第8条～第17条）</p> <p>第4章 プールの管理（第18条・第19条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 点検等において異常を認めた場合の措置（第20条・第21条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 プールに異常を認めた場合の措置（第22条・第23条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 地震後の措置（第24条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第25条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第26条）</p> <p>第6章 放射線管理（第27条～第29条）</p> <p>第7章 保安教育（第30条）</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管（第31条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 （変更なし）</p> <p style="padding-left: 2em;">（手引の作成）</p> <p>第3条 JRR-4管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-4管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 巡視及び点検に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 異常時の措置に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項について定めたJRR-4利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、JRR-4廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項及び第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（年間管理計画）</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 定期事業者検査の予定期間</p>		<p>記載の適正化 廃止措置計画 に基づく燃料 要素の搬出完了に伴う変更</p> <p>廃止措置計画 に基づく燃料 要素の搬出完了に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(3) 第14条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条（変更なし）</p> <p>（鍵の管理）</p> <p>第6条 JRR-4管理課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵、特定施設の運転を行うための鍵を管理しなければならない。</p> <p>第2章 廃止措置管理 （恒久停止措置）</p> <p>第7条 JRR-4管理課長は、恒久停止措置として<u>施した</u>、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去について、<u>状態を維持</u>しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第8条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等、利用施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第9条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並び</p> <p>【品質管理計画】</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p> <p>第6条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>3 JRR-4管理課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第11条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>にこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> 第12条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。 2 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>（定期事業者検査） 第13条 原子力施設検査室長は、JRR-4の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>（修理及び改造） 第14条 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。 2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化） 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>ハ 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>7 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の承認を受けなければならない。</p>		記載の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（保守結果の報告等）</p> <p>第16条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をJRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p>
<p>（巡視）</p> <p>第17条 JRR-4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、<u>第5号は1日1回以上、第1号から第4号は週1回以上それぞれ巡視しなければならない。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設（1次冷却設備）</p> <p>(2) 受変電設備</p> <p>(3) 通常排気設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) プール</p> <p>2 JRR-4管理課長は、休日等においては、<u>プール水位について異常な低下がないことについて、1日1回以上巡視しなければならない。</u></p>		<p>廃止措置計画に基づく燃料要素の搬出完了に伴う変更</p>
<p>第4章 プールの管理 （プール水位の維持）</p> <p>第18条 JRR-4管理課長は、次項に定める場合を除きNo.1及びNo.2プールの水位を別表第1に掲げる値に維持しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、点検等によりNo.1及びNo.2プールの水位を別表第1に掲げる値以下に変更する必要が生じた場合、放射線被ばくの防護措置を講じて当該プール周辺の線量当量率が第2編別表第6に掲げる値を超えない範囲で変更することができる。</p>		<p>廃止措置計画に基づく燃料要素の搬出完了に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（プールの水質の維持）</p> <p>第19条 JRR-4管理課長は、プールの水質を別表第2に掲げる値に維持するよう努めなければならない。</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>（点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第20条 JRR-4管理課長は、第17条第1項の巡視、第24条第1項の地震後の点検並びに第31条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長は、第24条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>（火災発生時の措置）</p> <p>第21条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 プールに異常を認めた場合の措置</p> <p>（プールの水位に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第22条 JRR-4管理課長は、プールの水位が第18条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水位を別表第1に掲げる値に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>（プールの水質に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第23条 JRR-4管理課長は、プールの水質が第19条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水質を別表第2に掲げる値に復帰させるための措置を講じなければならない。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第3節 地震後の措置 （地震後の措置）</p> <p>第24条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第25条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、JRR-4の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR-4の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 （非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置）</p> <p>第26条 JRR-4管理課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第6章 放射線管理 （管理区域の区分）</p> <p>第27条 JRR-4に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>（放射線測定機器）</p> <p>第28条 第2編第38条第1項に定めるJRR-4に係る放射線測定機器は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。</p> <p>（放射線測定機器の警報装置の作動条件）</p> <p>第29条 放射線管理第1課長は、別表第5に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第7章 保安教育 （保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容）</p> <p>第30条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第6に掲げるとおりとする。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第8章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管）</p> <p>第31条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR-4原子炉施設内で保管するときは、別表第7に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1 ～ 別表第19 （変更なし）</p> <p><u>別表第1</u> （削除）</p> <p><u>別表第2</u> （削除）</p> <p><u>別表第3</u> （削除）</p> <p>別表第1 プール水位（第18条関係）（表変更なし）</p> <p>別表第2 プールの水質（第19条関係）（表変更なし）</p> <p>別表第3 放射線測定機器及び測定箇所（第28条関係）（表変更なし）</p> <p>別表第4 放射線測定機器及び設置箇所（第28条関係）（表変更なし）</p> <p>別表第5 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第29条関係）（表変更なし）</p> <p>別表第6 保安教育の教育内容（第30条関係）（表変更なし）</p> <p>別表第7 廃棄物保管場所の保管能力について（第31条関係）（表変更なし）</p> <p>別図第1 ～ 別図第2（その3）（変更なし）</p>		<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>第10条の変更に伴う別表2の削除 廃止措置計画に基づく燃料要素の搬出完了に伴う削除 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第7編 NSRRの管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第24条の2 ～ 第24条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第24条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p>3 NSRR管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6 NSRR管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第24条の6（変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(施設管理の有効性評価及び改善) 第24条の7 <u>研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> 2 <u>研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第25条 ～ 第27条の2（変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p align="right">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（保守結果の報告等）</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、第25条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第25条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>第29条 ～ 第29条の4 （変更なし）</p> <p>第4章 燃料要素の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 （変更なし）</p> <p>別表第15 <u>（削除）</u></p> <p>別表第15の2 ～ 別表第18 （変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（報告及び通知対象の明確化）</p> <p>第28条の変更に伴う別表第15の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）		許可（対応箇所抜粋）	説明
別表第19-1 試験燃料用カプセルの挿入制限条件（第39条関係）		<p>【別冊9 本文】</p> <p>ヌ その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 主要な実験設備の構造 主要な実験設備は、実験孔設備及び実験物である。実験孔設備及び実験物は原子炉建家に設置する。実験設備は、その異常又は損傷によって、原子炉の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(ii) 実験物 試験燃料を封入する照射カプセルには、大気圧水カプセル及び高圧水カプセルを使用する。<u>大気圧水カプセルには、未照射酸化ウラン燃料実験用カプセル、照射済酸化ウラン燃料実験用カプセル、未照射プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料実験用カプセル、照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料実験用カプセル、未照射アルミナイド・シリサイド燃料実験用カプセル及び未照射ウラン水素化ジルコニウム燃料実験用カプセルがある。</u>高圧水カプセルは未照射酸化ウラン燃料実験、未照射プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料実験、照射済酸化ウラン燃料実験及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料実験に用いる。試験部容器の主要材料及び設計条件は以下のとおりである。</p> <p>a. 主要材料 大気圧水カプセル ステンレス鋼、インコネル又は耐食性アルミニウム合金 高圧水カプセル ステンレス鋼</p> <p>b. 設計条件 試験部容器の設計は破壊力の評価を行い以下の設計条件で行うものとする。 (a) <u>最大の静的な使用圧力に対しては日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」又は同等の基準に準じて設計する。また、溶接部については日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格」又は同等の基準に準じて設計する。</u> (b) <u>燃料破壊時の衝撃圧力及び水撃力等の動的荷重に対しては、破損に対する安全余裕度が十分ある範囲内で、永久変形を許容し得る設計とする。</u> <u>試験燃料としては、未照射酸化ウラン燃料、照射済酸化ウラン燃料、未照射プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料、照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料、未照射アルミナイド燃料、未照射シリサイド燃料（U_3Si_2 及び U_3Si）又は未照射ウラン水素化ジルコニウム燃料を用い、照射カプセルに入れる冷却材には、軽水を使用する。</u> <u>また、試験燃料以外の実験物については、原子炉の安全性を損なわないように規定した反応度量を超えないものとする。</u> (c) 実験物の主要な熱的制限値 <u>試験燃料による発熱量は、燃料破損に伴って生ずる有効破壊エネルギーがカプセルの設計条件を超えない範囲に制限する。また、試験燃料の総発熱量を制限する。</u> それぞれの制限値は、以下に示すとおりとする。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (大気圧水カプセルの新型である I-T 型大気圧水カプセルの追加。)</p>
(1) 試験燃料用カプセルの種類	<p>I-N型大気圧水カプセル</p> <p>I-N-V型大気圧水カプセル</p> <p>I-S型大気圧水カプセル</p> <p><u>I-T型大気圧水カプセル</u></p> <p>III型大気圧水カプセル</p> <p>IV型大気圧水カプセル</p> <p>I-N-D型大気圧水カプセル</p> <p>V型大気圧水カプセル</p> <p>VII型大気圧水カプセル</p> <p>VIII型大気圧水カプセル</p> <p>X-I型大気圧水カプセル</p> <p>X-II型大気圧水カプセル</p> <p>X-III型大気圧水カプセル</p> <p>X-IV型大気圧水カプセル</p> <p>X-V型大気圧水カプセル</p> <p>XI-I型大気圧水カプセル</p> <p>XI-II型大気圧水カプセル</p> <p>XII-I型大気圧水カプセル</p> <p>B-I型高圧水カプセル</p>		
(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水		
(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム-ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物		
(4) 試験燃料の発熱量			
イ I-N型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$		
ロ I-N-V型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$		
ハ I-S型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $2.302 \times 10^3 J/gUO_2$		
<u>ニ I-T型大気圧水カプセル</u>	<u>UO_2量90gに対し最大$1.591 \times 10^3 J/gUO_2$</u>		
ホ III型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$		
へ IV型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.213 \times 10^3 J/gUO_2$		
ト I-N-D型大気圧水カプセル	PuO_2-UO_2 量1,000gに対し 最大 $1.339 \times 10^3 J/g \cdot (PuO_2-UO_2)$		
チ V型大気圧水カプセル			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後 (下線部は変更箇所)		許可 (対応箇所抜粋)			説明																				
<p>1 型 2 型 <u>リ</u> VII型大気圧水カプセル <u>ヌ</u> VIII型大気圧水カプセル <u>ル</u> X-I型大気圧水カプセル <u>ヲ</u> X-II型大気圧水カプセル <u>ワ</u> X-III型大気圧水カプセル <u>カ</u> X-IV型大気圧水カプセル <u>ヨ</u> X-V型大気圧水カプセル <u>タ</u> XI-I型大気圧水カプセル <u>レ</u> XI-II型大気圧水カプセル <u>ソ</u> XII-I型大気圧水カプセル <u>ツ</u> B-I型高圧水カプセル</p>	<p>UO₂量90gに対し最大1.674×10³J/gUO₂ UO₂量90gに対し最大1.339×10³J/gUO₂ 芯材((U-A1)又は(U-Si-A1))20gに対し 最大2.302×10³J/g・((U-A1)又は(U-Si-A1)) (U-ZrH)量74gに対し 最大1.674×10³J/g・(U-ZrH) UO₂量90gに対し最大1.046×10³J/gUO₂ UO₂量210gに対し最大0.837×10³J/gUO₂ UO₂量90gに対し最大1.046×10³J/gUO₂ UO₂量210gに対し最大0.837×10³J/gUO₂ UO₂量90gに対し最大1.255×10³J/gUO₂ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大0.837×10³J/g・(PuO₂-UO₂) (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大0.837×10³J/g・(PuO₂-UO₂) (PuO₂-UO₂又はUO₂)量210gに対し 最大0.837×10³J/g・((PuO₂-UO₂)又は(UO₂)) (PuO₂-UO₂又はUO₂)量15gに対し 最大0.837×10³J/g・((PuO₂-UO₂)又は(UO₂))</p>	<p>大 気 圧 水 カ プ セル</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>照射カプセルの種類</th> <th>最大有効破壊エネルギー</th> <th>最大総発熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>未照射酸化ウラン燃料 実験用カプセル</u></td> <td><u>3850J (920cal)</u></td> <td rowspan="2"><u>1.3×10⁷J (3.1×10⁶cal)</u></td> </tr> <tr> <td>照射済酸化ウラン燃料 実験用カプセル</td> <td rowspan="2">837J (200cal)</td> </tr> <tr> <td>未照射プルトニウム-ウラン 混合酸化物燃料 実験用カプセル</td> <td rowspan="2">3220J (770cal)</td> <td rowspan="2">1.3×10⁶J (3.1×10⁵cal)</td> </tr> <tr> <td>照射済プルトニウム-ウラン 混合酸化物燃料 実験用カプセル</td> <td rowspan="2">3850J (920cal)</td> </tr> <tr> <td>未照射アルミナイド・シリ サイド燃料実験用カプセル</td> <td rowspan="2">837J (200cal)</td> <td rowspan="2">1.3×10⁷J (3.1×10⁶cal)</td> </tr> <tr> <td>未照射ウラン水素化ジルコ ニウム燃料実験用カプセル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧水カプセル</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	照射カプセルの種類	最大有効破壊エネルギー	最大総発熱量	<u>未照射酸化ウラン燃料 実験用カプセル</u>	<u>3850J (920cal)</u>	<u>1.3×10⁷J (3.1×10⁶cal)</u>	照射済酸化ウラン燃料 実験用カプセル	837J (200cal)	未照射プルトニウム-ウラン 混合酸化物燃料 実験用カプセル	3220J (770cal)	1.3×10 ⁶ J (3.1×10 ⁵ cal)	照射済プルトニウム-ウラン 混合酸化物燃料 実験用カプセル	3850J (920cal)	未照射アルミナイド・シリ サイド燃料実験用カプセル	837J (200cal)	1.3×10 ⁷ J (3.1×10 ⁶ cal)	未照射ウラン水素化ジルコ ニウム燃料実験用カプセル		高圧水カプセル			
	照射カプセルの種類		最大有効破壊エネルギー	最大総発熱量																					
	<u>未照射酸化ウラン燃料 実験用カプセル</u>		<u>3850J (920cal)</u>	<u>1.3×10⁷J (3.1×10⁶cal)</u>																					
	照射済酸化ウラン燃料 実験用カプセル		837J (200cal)																						
	未照射プルトニウム-ウラン 混合酸化物燃料 実験用カプセル			3220J (770cal)	1.3×10 ⁶ J (3.1×10 ⁵ cal)																				
	照射済プルトニウム-ウラン 混合酸化物燃料 実験用カプセル		3850J (920cal)																						
	未照射アルミナイド・シリ サイド燃料実験用カプセル			837J (200cal)	1.3×10 ⁷ J (3.1×10 ⁶ cal)																				
	未照射ウラン水素化ジルコ ニウム燃料実験用カプセル																								
	高圧水カプセル																								
	(5) 試験燃料の総発熱量		<p>なお、試験燃料の重量が上記に定める所定の重量以上の実験においては、燃料破損による有効破壊エネルギーが上記条件相当量以下となるように最大発熱量を抑える。</p> <p><u>(4)に記載の試験燃料用カプセルのうち、イからヌについては1.3×10⁶J以下、ルからツについては1.3×10⁷J以下とする。</u></p>																						

別表第19の2 (変更なし)

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）	説明
別表第20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検（第42条関係）					
試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度		
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検	使用のつど		
		(2) 表面密度点検*			
		(3) 寸法点検			
	非破壊点検	変形が認められた場合			
	組立後	漏えい点検	使用のつど		
B-I型高压水カプセル	組立前	(1)外観点検 (2)表面密度点検* (3)寸法点検	使用のつど		
		非破壊点検	変形が認められた場合		
	組立後	(1)漏えい点検 (2)加圧点検 (3)導通点検 (温度計、ヒータ) (4)絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど		
*：未使用カプセルの場合は除く。					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第7編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明								
<p>別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値（第42条、第56条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">試験燃料用カプセルの種類</th> <th style="width: 30%;">点検項目</th> <th style="width: 40%;">管理基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">組立前寸法点検</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">永久変形量 0.2 %</td> </tr> <tr> <td>VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">永久変形量 1 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る</p> <p>別表第22 ～ 別表第26 （変更なし）</p> <p>別図第1 ～ 別図第5 （変更なし）</p>	試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値	I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %	VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *	永久変形量 1 %		
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値								
I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %								
VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *			永久変形量 1 %							

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第 11 編 S T A C Y の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第11編 STACYの管理 目次 第1章 ～ 第2章（記載省略） 第3章 保守管理（第22条の2～第27条の3） 第4章 ～ 第7章（記載省略）</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第3条（変更なし）</p> <p>（手引の作成） 第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の第3号から第7号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項 (2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理に関する事項 (6) 可燃物の管理に関する事項 (7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 運転管理 第10条 ～ 第22条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第22条の2 ～ 第22条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第22条の4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p>	<p>【施設編 別冊10 添付書類8】</p> <p>1. 安全設計 I. STACY施設の安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 火災防護に関する基本方針 火災により原子炉施設の安全性が損なわれることを防止するため、以下に示す火災の発生防止、火災検知及び消火並びに火災影響の軽減の三方策を適切に組み合わせて設計する。また、原子炉施設内で火災が発生した場合には、直ちに原子炉停止、初期消火、外部への通報等の対応を行う。</p> <p>(1) 火災の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃性材料（金属、コンクリート）又は難燃性材料の使用 ・電気設備の保護継電器及び避雷設備の設置 ・有機溶媒タンクの気相部の排気及び接地 ・炉室や燃料を貯蔵する部屋への可燃性資材の持込制限 <p>(2) ～(3)（記載省略）</p> <p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画</p>	<p>（記載の適正化）</p> <p>（記載の適正化）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （貯蔵設備の先行使用に伴い可燃物の管理に関する事項を追加）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の2の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 臨界技術第1課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 臨界技術第1課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第22条の5 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第22条の6 （変更なし）</p>	<p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>はない。</p> <p>（第22条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除（以下項番号の繰り上げ）</p> <p>（第22条の4旧第2項削除に伴う変更）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第22条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、STACY（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>
<p>第23条 ～ 第25条の2（変更なし）</p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（保守結果の報告等）</p> <p>第26条 原子力施設検査室長は、第23条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第23条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第25条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>第27条（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p><u>（維持すべき機器等の管理）</u> 第27条の2 臨界技術第1課長は、別表第15の3に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。 2 臨界技術第1課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p>	<p>【施設編 別冊10 添付書類8】 1. 安全設計 I. STACY施設の安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 基本的設計方針 (1)～(5) (記載省略) (6) 原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用照明、通信連絡設備等を設ける。 1.1.2 ～ (記載省略)</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (貯蔵設備の先行使用に伴い維持すべき機器等の管理の追加)</p>
<p><u>（自然現象等に備えた管理）</u> 第27条の3 臨界技術第1課長は、STACYの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第3に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。 2 臨界技術第1課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）による飛来によって、STACYに影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。 3 臨界技術第1課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。 4 臨界技術第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p>	<p>【施設編 別冊10】 5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 a.～c. (記載省略) d. STACY施設は、敷地で予想される地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象や、敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対して、安全機能を損なわない構造及び配置とする。</p> <p>【施設編 別冊10 添付書類8】 1.6 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（外部からの衝撃による損傷の防止） 適合のための設計方針 1)～2) (記載省略) 3) 竜巻 敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）及びその随伴事象（電源喪失）の発生を考慮しても、安全機能を損なうおそれがない設計とする。 4)～7) (記載省略) 8) 火山の影響 STACY施設において考慮すべき火山事象は、降下火砕物（火山灰）である。完新世の火山活動に関する記録によると、敷地及びその周辺の降下火砕物の層厚は極微量であることから、火山による被害を受けるおそれはない。ただし、万一の降灰に備え、施設の安全性に影響が及ぶおそれがある場合には、必要な対策（原子炉停止及び火山灰除去）を行う。火山灰除去は、降灰が小康状態となつてからの実施を基本とするが、富士山宝永噴火の降灰量（火山からの距離は、敷地から最寄りの高原山約90kmを想定）を参考に、降灰量の総量を16cm、そのうち初日の降灰量を8cmと想定して対応する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等に備えた管理の追加)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 ～ 第5章 放射性廃棄物の保管（変更なし）</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 ～ 第4節 放射性廃棄物の異常を認め た場合の措置（変更なし）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 （自然現象等が発生した場合の措置）</p> <p>第43条 <u>震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設 を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 竜巻がSTACY周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第1課長は本体施設 を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければなら ない。</u></p> <p><u>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければなら ない。</u></p> <p><u>(1) STACYに影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は 特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 降下火砕物の荷重により、STACYに損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第1課長は、</u></p>	<p>9)（記載省略）</p> <p>10) 森林火災 敷地外の森林火災がSTACY施設に迫った場合でも、安全機能を損なうおそれがないよう設 計するとともに、施設周辺の草木の管理（原子炉建家に熱影響を与え得る森林を施設周辺に拡大 させない。）その他必要に応じた対策を講じる。また、森林火災が発生した場合にその影響を受 けないように、屋外消火栓設備を設ける。 外部火災時のばい煙に対しても、外気から制御室への進入を防止できる設計とする。 なお、航空機落下確率が10^{-7}回/炉・年以上となる面積の外周部にある森林に航空機が落下 し、その火災によって森林火災が発生するといった熱影響が最も厳しい条件となる重畳事象を想 定した場合でも、STACY施設の安全性に影響はない。</p> <p>【施設編 別冊10 添付書類8】</p> <p>11. 運転保守 11.8 非常事態の措置 地震、火災その他の原因によって相当な規模の放射線災害が発生するおそれがある場合又は発生 した場合に備え、本施設の通常組織とは異なる防護活動の組織を事前に設置する。また、事故の原 因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 敷地内又は敷地外の近傍で火災があったときは、本施設への延焼を監視するとともに、延焼する おそれがある場合又は延焼した場合には、自衛消防隊により消火活動を行う。 火山の噴火による降灰があったときは、必要に応じて除灰作業を行う。 また、施設に影響を及ぼすおそれがある事象（火災、竜巻、火山の影響等）が発生した場合には、 原子炉を停止する。</p> <p>【施設編 別冊10 添付書類8】</p> <p>11.8 非常事態の措置 地震、火災その他の原因によって相当な規模の放射線災害が発生するおそれがある場合又は発生 した場合に備え、本施設の通常組織とは異なる防護活動の組織を事前に設置する。また、事故の原 因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 敷地内又は敷地外の近傍で火災があったときは、本施設への延焼を監視するとともに、延焼する おそれがある場合又は延焼した場合には、自衛消防隊により消火活動を行う。 火山の噴火による降灰があったときは、必要に応じて除灰作業を行う。 また、施設に影響を及ぼすおそれがある事象（火災、竜巻、火山の影響等）が発生した場合には、 原子炉を停止する。</p>	<p>左記のとおり 許可に記載が あり、保安規定 の記載と齟齬 はない。 （貯蔵設備の 先行使用に伴 い自然現象等 が発生した場 合の措置を明 確化）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明																																				
<p>降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、STACYに影響を及ぼすおそれがある場合、当該火災の終息後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>6 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>7 臨界技術第1課長は、第1項から第5項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 ～ 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（変更なし）</p> <p>第7章 放射線管理（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第15（変更なし）</p> <p>別表第15の2 削除</p> <p>別表第15の3 維持すべき機器等（第27条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 20%;">設置場所</th> <th style="width: 50%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難用の照明*1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保安灯</td> <td style="text-align: center;">実験棟A</td> <td style="text-align: center;">40台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実験棟B</td> <td style="text-align: center;">16台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用照明灯</td> <td style="text-align: center;">実験棟A</td> <td style="text-align: center;">145台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実験棟B</td> <td style="text-align: center;">98台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">誘導灯</td> <td style="text-align: center;">実験棟A</td> <td style="text-align: center;">74台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実験棟B</td> <td style="text-align: center;">53台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬式の 仮設照明*1</td> <td style="text-align: center;">懐中電灯</td> <td style="text-align: center;">実験棟入口付近</td> <td style="text-align: center;">2台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仮設照明（蓄電池式）</td> <td style="text-align: center;">実験棟入口付近</td> <td style="text-align: center;">1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">通信連絡設備*2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一斉放送装置</td> <td style="text-align: center;">放送端末</td> <td style="text-align: center;">制御室 1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">スピーカ</td> <td style="text-align: center;">実験棟A</td> <td style="text-align: center;">52台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実験棟B</td> <td style="text-align: center;">46台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類	設置場所	数量	避難用の照明*1	保安灯	実験棟A	40台	実験棟B	16台	非常用照明灯	実験棟A	145台	実験棟B	98台	誘導灯	実験棟A	74台	実験棟B	53台	可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯	実験棟入口付近	2台	仮設照明（蓄電池式）	実験棟入口付近	1台	通信連絡設備*2	一斉放送装置	放送端末	制御室 1台	スピーカ	実験棟A	52台	実験棟B	46台	<p>【施設編 別冊10 添付書類8】</p> <p>10.5 電気設備（STACY施設及びTRACY施設共用）</p> <p>10.5.3 主要設備</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>(4) 非常用照明設備</p> <p>1) 保安灯 商用電源喪失時において、STACY施設及びTRACY施設の安全を確認するための作業等に必要な照明を確保するための保安灯を設ける。</p> <p>2) 非常用照明灯 建築基準法の定めに従って、非常用照明灯を設ける。</p> <p>3) 誘導灯 消防法の定めに従って、停電時の避難のための誘導灯を設ける。</p> <p>4) 仮設照明等 蓄電池を内蔵した可搬式の仮設照明及び懐中電灯を備える。</p> <p>(5) 通信連絡設備 設計基準事故時においても、制御室からSTACY施設及びTRACY施設内にいる全ての人々に対して指令、呼出し等のできる通信連絡設備として放送設備を設ける。また、施設内の事</p>	<p>（第26条の変更に伴う別表第15の2の削除）</p> <p>第27条の2に関する機器等（貯蔵設備の先行使用に伴い維持すべき機器等を追加）</p>
分類	種類	設置場所	数量																																			
避難用の照明*1	保安灯	実験棟A	40台																																			
		実験棟B	16台																																			
	非常用照明灯	実験棟A	145台																																			
		実験棟B	98台																																			
	誘導灯	実験棟A	74台																																			
		実験棟B	53台																																			
可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯	実験棟入口付近	2台																																			
	仮設照明（蓄電池式）	実験棟入口付近	1台																																			
通信連絡設備*2	一斉放送装置	放送端末	制御室 1台																																			
		スピーカ	実験棟A	52台																																		
			実験棟B	46台																																		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）	説明																																																			
	ページング装置		実験棟A	47台	故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間の相互に連絡するための通信連絡設備として固定電話、携帯電話等を設ける。	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （貯蔵設備の先行使用に伴う追加）																																																		
			実験棟B	38台																																																				
	施設間通信 連絡設備	固定電話	事故現場指揮所	1台																																																				
		携帯電話	事故現場指揮所	1台																																																				
<p>* 1：別図第4に配置を示す。 * 2：別図第5に配置を示す。</p> <p>別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量（第29条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">貯蔵施設</th> <th rowspan="2">制限量</th> </tr> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>貯蔵設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">棒状燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約5wt%</td> <td>炉室（S）</td> <td>棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器</td> <td>303kgU</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮度 10wt%以下</td> <td>炉室（S）</td> <td>棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器</td> <td>1260kgU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">溶液燃料</td> <td rowspan="2">ウラン濃縮度 約10wt%</td> <td>溶液貯蔵室－7</td> <td>溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽</td> <td>150kgU</td> </tr> <tr> <td>溶液貯蔵室－9</td> <td>溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽</td> <td>150kgU</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮度 約6wt%</td> <td>溶液貯蔵室－9</td> <td>溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽</td> <td>500kgU</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料</td> <td>プルトニウム</td> <td>Pu保管室－3</td> <td>粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット</td> <td>60kgPu</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>Pu保管室－3</td> <td>粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット</td> <td>180kgU</td> </tr> <tr> <td>ウラン酸化物 燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約1.5wt%</td> <td>U保管室</td> <td>ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台</td> <td>92kgU</td> </tr> <tr> <td>コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約2～6wt%</td> <td>U保管室</td> <td>使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台</td> <td>260kgU</td> </tr> <tr> <td>ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約20wt%</td> <td>U保管室</td> <td>使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台</td> <td>67kgU</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第16の2 ～ 別表第21（変更なし） 別図第1（その1） ～ 別図第2（その4）（変更なし）</p>						種類	貯蔵施設		制限量	貯蔵場所	貯蔵設備	棒状燃料	ウラン濃縮度 約5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	303kgU	ウラン濃縮度 10wt%以下	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器	1260kgU	溶液燃料	ウラン濃縮度 約10wt%	溶液貯蔵室－7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	ウラン濃縮度 約6wt%	溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU	ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	Pu保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット	60kgPu	劣化ウラン	Pu保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット	180kgU	ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU	コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約2～6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	67kgU
種類	貯蔵施設		制限量																																																					
	貯蔵場所	貯蔵設備																																																						
棒状燃料	ウラン濃縮度 約5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	303kgU																																																				
	ウラン濃縮度 10wt%以下	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器	1260kgU																																																				
溶液燃料	ウラン濃縮度 約10wt%	溶液貯蔵室－7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU																																																				
		溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU																																																				
	ウラン濃縮度 約6wt%	溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU																																																				
ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	Pu保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット	60kgPu																																																				
	劣化ウラン	Pu保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット	180kgU																																																				
ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU																																																				
コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約2～6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU																																																				
ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	67kgU																																																				
【施設編 別冊10】 5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 イ～ハ（記載省略） ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 （1）核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 （中略） （i）棒状燃料貯蔵設備 一式 棒状燃料貯蔵設備は、STACYで使用する ²³⁵ U濃縮度5wt%以下の棒状燃料の貯蔵を行う。 a. 貯蔵能力 ウラン（ ²³⁵ U濃縮度5wt%以下） 345.6 kgU （ii）棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 一式 棒状燃料貯蔵設備Ⅱは、STACYで使用する ²³⁵ U濃縮度10wt%以下の棒状燃料（燃料試料挿入管を含む。）の貯蔵を行う。 a. 貯蔵能力 ウラン（ ²³⁵ U濃縮度10wt%以下） 1440 kgU （iii）～（記載省略）																																																								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第11編 STACYの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p><u>別図第3 STACY周辺に係る樹木の管理の範囲（図面省略）</u></p> <p><u>別図第4（その1）～（その5）STACYの避難用の照明の配置図（図面省略）</u></p> <p><u>別図第5（その1）～（その5）STACYの通信連絡設備の配置図（図面省略）</u></p>		<p>第27条の3に関する図面</p> <p>別表第15の3に関する図面</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定
と廃棄物埋設変更許可申請書との整理表

令和4年4月

保安規定の変更と廃棄物埋設事業変更許可との整理表（原子力科学研究所廃棄物埋設施設）

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第1章 ～ 第2章（変更なし）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的（変更なし）</p> <p>2. 適用範囲（変更なし）</p> <p>3. 定義（変更なし）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム（変更なし）</p> <p>5. 経営者等の責任（変更なし）</p> <p>6. 資源の運用管理（変更なし）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画（変更なし）</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に関するプロセス（変更なし）</p> <p>7.3 設計・開発（変更なし）</p> <p>7.4 調達</p> <p>原子力科学研究所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス（変更なし）</p> <p>7.4.2 調達要求事項（変更なし）</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証（変更なし）</p> <p>7.5 業務の実施（変更なし）</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理（変更なし）</p> <p>8. 評価及び改善（変更なし）</p> <p>第4章 廃棄物埋設施設の施設管理</p> <p>第1節 施設管理目標及び施設管理実施計画</p> <p>第14条 ～ 第14条の4（変更なし）</p>	<p>7. 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p align="center">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～3. 定義（記載省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（記載省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般～4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改定時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（原科研内の調達管理を一元的に行うため、要領を定める者を変更）</p>

保安規定の変更と廃棄物埋設事業変更許可との整理表（原子力科学研究所廃棄物埋設施設）

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第 14 条の 5 バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、原子力科学研究所長に報告しなければならない。</u> <u>2 バックエンド技術部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>7. 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p align="center">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略） 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略） 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限～5.5.2 管理責任者（記載省略） 5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>

保安規定の変更と廃棄物埋設事業変更許可との整理表（原子力科学研究所廃棄物埋設施設）

変更後（下線部は変更箇所）		許可（対応箇所抜粋）			説明
第2節 保守管理（変更なし）					
第5章 ～ 第9章（変更なし）					
図4.1 ～ 図4.2（変更なし）					
表4.2.1 品質マネジメントシステム文書					
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニュアル	廃棄物埋設施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09	
4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全管理部長	QS-A01	
4.2.4		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-420	
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420	
		バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420	
5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全管理部長	QS-A09	
		原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-510	
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全管理部長	QS-A11	
		原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-540	
5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部長	QS-A04	
		原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-550	
		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-552	

保安規定の変更と廃棄物埋設事業変更許可との整理表（原子力科学研究所廃棄物埋設施設）

変更後（下線部は変更箇所）					許可（対応箇所抜粋）	説明
5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	<p>7. 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p align="center">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～3. 定義（記載省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（記載省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 規則が要求する手順</p> <p>(4) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</p> <p>4.2.2 品質マニュアル（記載省略）</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改定時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（原科研内の調達管理を一元的に行うための変更及び保全文書の策定に係る要領の追加）</p>
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育訓練管理要領	安全管理部長	QS-A07		
		<u>保安管理部教育・訓練管理要領</u>	保安管理部長	<u>(科保)QAM-620</u>		
		<u>バックエンド技術部教育訓練管理要領</u>	バックエンド技術部長	<u>(科バ)QAM-620</u>		
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12		
		原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713		
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714		
		原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715		
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716		
		<u>原子力科学研究所保全文書策定要領</u>	<u>原子力科学研究所長</u>	<u>(科)QAM-717</u>		
		保安管理部廃棄物埋設施設管理要領	保安管理部長	(科保)DQAM-710		
		バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)DQAM-710		
7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)DQAM-710		
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01		
		<u>原子力科学研究所調達管理要領</u>	<u>原子力科学研究所長</u>	<u>(科)QAM-740</u>		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)DQAM-710		
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03		
8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)DQAM-710		

保安規定の変更と廃棄物埋設事業変更許可との整理表（原子力科学研究所廃棄物埋設施設）

変更後（下線部は変更箇所）					許可（対応箇所抜粋）	説明
8.3	不適合管理	不適合管理並びに是正及び	安全管理部長	QS-A03		
8.5.2	是正処置等	未然防止処置要領				
8.5.3	未然防止処置	原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-830		
		原子力科学研究所水平展開要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-850		
別表第1～別表第3（変更なし）						
別図第1～別図第2（変更なし）						
別記標識第1（変更なし）						